

第67回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第3日）

平成27年6月11日（木曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	石黒 永剛
	13番	平岡 きぬゑ	14番	西岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	教 育 次 長	坂 本 博 美
	総 務 課 長	鎌 井 千 秋	企画防災課長	久 保 正 彦
	税 務 課 長	加 藤 逸 生	住 民 課 長	岡 本 隆 文
	健康福祉課長	森 下 守	農林振興課長	横 山 芳 己
	商工観光課長	高 見 寛 治	建 設 課 長	鎌 内 正 至
	上下水道課長	上 野 耕 作	生涯学習課長	服 部 憲 靖
	天文台公園長	谷 口 俊 廣	上 月 支 所 長	中 石 嘉 勝
	南 光 支 所 長	鎌 内 寛 憲	三日月支所長	岡 田 義 一
	会 計 課 長	船 曳 覚	教 育 課 長	尾 崎 文 昭
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1．一般質問

午前 10 時 00 分 開議

議長（西岡 正君） 皆様、おはようございます。昨日に引き続き、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、1 名の方が傍聴いただいております。傍聴ありがとうございます。傍聴者の方におかれましては、傍聴中守らなければならないことを遵守していただきますことを、お願いいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第 1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず、初めに 13 番、平岡きぬゑ君の発言を許可いたします。はい、どうぞ。

〔13 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） おはようございます。13 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、住民サービスの低下見直しを求めると、老朽空き家対策についての 2 件の質問を行います。

まず最初に、住民サービスの低下見直しを求める件について質問を行います。

特定健診や税金相談会場の削減が今年度になってから報告されています。それぞれ会場まで遠方になる町民にとってサービスの低下となります。また、高年大学の教室が統合されております。さまざまなサービス低下の見直しを求めて町長の見解を伺います。

1 点目に特定健診会場の削減について伺います。

①健診会場を 2 会場にする本当の理由は何ですか。伺います。

②健診会場までの交通手段は、さよさよサービス・江川ふれあい号の無料を提案されておりますが、タクシーやコミバス、健診会場行きバスなど交通手段の検討はしないのですか。

③健診会場が削減される地域関係者には事前に周知されましたか。

④健診の受診率が低下しないかと危惧いたしますが、どうでしょうか。

⑤健診を受けやすくすることは、町の責務だと思いますが、町民の健康づくりについてどう考えておられるのか。基本的な点について伺います。

2 つ目の住民サービス低下ですが、税金相談会場の削減についてです。

相談会場削減案が 5 月議員協議会で報告されましたが、会場を削減する理由は何かを伺います。

②平成 27 年度 2 会場を削減し 7 会場にし、最終的には 5 会場の計画、これも住民サービスの低下ではないかと思いますが、具体的な提案に対する内容説明をお願いします。

3 つ目の高年大学の教室の統合についてですが、①高年大学の教室を統合された理由は

何か伺います。

②平成 27 年度受講者数の実態についてですが、どのようなことになっておりますか。

③参加者の交通手段支援はどのようにされておられますか。

以上、住民サービスの低下見直しについて伺います。よろしくご答弁をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めて、おはようございます。本日も 3 名の議員の方から一般質問の通告をいただいております。それぞれお答えをさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

まず最初の平岡きぬる議員からのご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、一番最初の健診会場を統合したことについてであります。

集団検診について、最初に若干説明をさせていただきます。

町では、生活習慣病予防や、病気の早期発見に役立てるために、毎年、健康診査・がん検診等の集団検診を実施いたしております。本年度は、7 月 8 日から 8 月 4 日までの間で、延べ 14 日間で実施いたします。健康診査の対象者は、おおむね 40 歳以上の社会保険等に参加をされていない方が対象として健診をしていただいております。

健診の内容は、問診、身体測定、血圧測定、尿検査、生化学検査などでございます。また、胃がん、肺がん、大腸がんなどのがん検診は、佐用町にお住まいの方なら、どなたでも受診をしていただけますし、がん検診のみの受診もできます。

健診当日の受付はできませんので、事前申し込みをお願いをしております。7 月 8 日から 11 日までの実施分につきましては、ほぼ予定数に達して受付を終了いたしております。

その後の 7 月 22 日から 8 月 4 日実施分につきましても、多くの方々に申込みをいただいておりますが、さらに受診の呼びかけを行っているところでございます。

それでは、平岡議員からの住民サービスの低下見直しを求めるということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の特定健診会場の削減のうち、健診会場を 2 会場にする本当の理由は何かということについてでございますが、この会場を 2 会場にいたしました本当の理由は、1 つには、同一場所で実施することにより、受診していただける日時を増やすことにより受診者に対しまして受診しやすくなること。このことは、これまでの受診状況を分析する中で、健診を最寄りの会場で受診される方もおられる一方で、ご自分の都合のよい日に他の会場で受診をされる方も非常に多くなっている状況から、会場にとらわれず、日時を選択できるということでございます。

2 つ目には、佐用町内のどの地域からも、この 2 会場であれば来場しやすい場所であるということでございます。

また、3 つ目には、交通手段につきましても、徒歩・自転車で来場される方は少数で、ほとんどの方が自家用車や家族等による送迎で来場されておりますので、駐車場も広くて自動車での利用がしやすい場所にしたいということでもあります。

次に 4 つ目では、この健診の期間が、どうしても夏場の健診ということになりますので、体育館の場合、会場内の暑さが受診者の負担になっておりました。そのために冷房できる会場で受診をしていただくように考えたわけでもあります。

以上の理由によりまして、佐用町保健センターと南光文化センターの 2 カ所で、それぞ

れ7日ずつ開催をすることといたしました。

また、このほかの主な理由といたしまして、幕山にありました上月保健福祉センターを閉鎖したこと、また、三日月会場では駐車スペースが極端に少なく、車で来られた皆様方に変な不自由をおかけしていること、また、利神小学校体育館・江川体育館・三河ふれあいセンターにおける受診者が非常に減っていたということなどの理由もございます。

次に、健診会場までの交通手段は、さよさよサービス・江川ふれあい号での無料を提案をしているが、タクシーやコミバス、健診会場行のバスなど新たな交通手段の検討はしないのかということについてであります。町内全域をカバーする交通手段、かつ、個人の費用負担を伴わない点で、さよさよサービスと江川ふれあい号の利用を採用いたしております。

健診バスにつきましては、過去に運行したこともございますが、利用実績がほとんどなかったことから、採用はいたしておりません。

次に、会場が削減される地域関係者に事前に周知されたかのご質問でありますが、早くからは周知はできておりませんが、4月の議員全員協議会で説明を申し上げ、先月開催の自治会長会で周知をさせていただいたところであります。

次に、健診の受診率が低下しないかと危惧するがどうかのご質問でございますが、たくさんの方に受診していただけるように防災行政無線や佐用チャンネル、文字放送等で広く呼びかけをしているところでございます。

次に、健診を受けやすくすることは、町の責務だと思うが、町民の健康づくりについてどう考えているのかとのご質問でございますが、町では、毎年約2,000人の方々が特定健康診査を受けておられます。町民の方が、特定健康診査を受けやすくするための一つとして会場を2カ所に集約をし、日時等による選択肢を増やすことで受診をしやすくしたいというふうに考えております。

この特定健康診査は、生活習慣病を見直す手段として行っており、その結果により一人一人の状態にあった特定保健指導を行っておりますので、町民の皆様は自分の健康管理のために一人でも多くの方に受診をしていただきたいと思いますと考えております。

町民の健康づくりについては、国の健康増進法に基づき、平成18年度に健康さよう21佐用町健康増進計画を策定をし、一次予防の重視や健康づくり支援のための環境整備、さらには町の健康施策・地域の特色を生かしたまちづくりを展開してまいりました。今年度は、この計画の評価と見直しを行い平成28年度からの第2次佐用町健康増進計画を策定する準備を進めております。

町としましては、地域の実情に応じ、町の特徴・課題を設定し、また事業の目標を重点に置いた新たな指針を示した新佐用町健康増進計画の策定を考えておりまして、今後におきましても町民の健康づくりに努めてまいりたいと思っております。

次に2点目の税金相談会場の削減についてお答えをさせていただきます。

所得税確定申告等相談会場の削減の件につきましては、既に5月の全議員協議会並びに自治会長会においてご説明を申し上げてきたところでございますが、所得税確定申告等相談業務につきましては、平成26年度も2月16日から3月16日までの期間中に、22日間にわたって町内9会場で実施をしたところでございます。

申告相談業務に関しましては、税務課職員をはじめ他の課から多くの応援職員を動員して実施をしております。

平成26年度は、税務課職員が11名で延べ165名、応援職員が55名で延べ151名、合計で66名、延べ316名の4班体制で実施をいたしました。近年、税制度も複雑となり、相談内容も多岐にわたっており、応援職員が簡単に対応できるものではなくてきております。応援職員についても各々の業務があり、申告相談業務が大きな負担となっております。

住民の皆様にご迷惑をおかけするような事態が発生することもあります。

また、申告相談システムのネットワークがつながっていない会場もありまして、ノートパソコン サーバーを持参して対応を行っておりますが、システムトラブルが発生しやすく、本年も平福会場でトラブルが発生をし、ご迷惑をおかけしたところでございます。

合併後、職員数を削減してきた中で、現状の申告者数や相談内容の質を維持しながら実施するには、より効率的かつ効果的な実施方法に改善をしていかなければなりません。

平成 26 年分の申告相談では、1 日当たりの相談者数が、最も少ない会場では 18 名で、30 名以下が 2 会場延べ 8 日間ございました。職員一人当たり 6 名から 9 名の方に対応をしたということになります。

一方、町全域を対象に、さよう文化情報センターで実施した申告相談では、6 日間で 657 名、職員一人当たり約 15 名の方の相談を受けております。

申告相談会場を集約し、出役する班体制を削減し、1 班当たりの出役職員を増員することで、より効率的に実施していきたいというふうに考えたところであります。

また、班体制を削減することにより、1 会場当たりの出役職員を 6 名から 8 名程度に増員することができ、より効率的かつ効果的に実施をし、相談時間の短縮など住民サービスの低下をきたさないよう努めてまいりたいと思っております。

最後に、3 点目の高年大学の教室の統合についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず 1 点目の高年大学の教室を統合した理由は何かについてでございますが、佐用町高年大学は、概ね 60 歳以上の方を対象に、幅広い学習の場を提唱することによって、教養を高め、自らが生きがいのある充実した生活を築き上げるとともに、人と人とのふれあいを深め、積極的な社会参加を通して豊かな地域づくりの指導的役割を果たしていただくことを意図して開設をいたしております。

平成 26 年度までは、旧町単位に教室を設け、生涯学習課と各支所で一般教養講座の運営を行ってまいりましたが、年々各教室での一般教養講座の参加者数が減少をしてまいりました。

佐用教室開催の一般教養講座は毎月 200 名前後が出席をされておりましたが、支所開催の教室の参加者は 50 名から 30 名前後、少ない時は 10 名前後という回もございました。

この教室の人数格差の問題について、高年大学学生の代表者の方と担当者が、これまで、たびたび協議を重ねてきたところでありますが、学生の方のご意見を伺うと、少ない人数で 4 教室分かれて受講するよりも、せっかく合併したのだから 1 つの会場で大勢の学生の方々とにぎやかに学びたいという、多くの方との交流を求められているご意見を受けて、平成 23 年度に 4 教室合同講座をさよう文化情報センターで開催をしたところでございます。

交通手段については、姫新線利用促進の助成事業を利用させていただいたり、また、さよサービス等の御利用をいただいて佐用教室以外の学生の方々にも好評であったため、平成 24 年度からは、佐用と上月、南光と三日月の 2 教室合同開催や、4 教室合同開催を実施し、25 年度、26 年度と合同開催日を増やし、学生の方々に周知を図りながら少しずつ統合に向けて進めてまいったところでございます。

4 教室を 1 つに統合することにより、一般教養講座の内容が統一をされ、佐用町高年大学として一同が学習の場を共有し、一貫した学習が提供できるメリットもございます。高年大学での学びを通じて、各学生が地域社会の構成員として積極的な役割を果たしていただき、知識・経験を地域へ還元できるような事業展望を考えており、そのためには統一した学習の場の提供が必要であるといえます。統合されたことによって新たな仲間と出会い、生きがいと交流の輪が広がり、さらなる活発な学習活動が展開されることを期待をしてい

るところでございます。

なお、陶芸、書道、盆栽等の専門講座と囲碁等のクラブ活動は、会場確保ができないため従来の会場において実施をいたしております。教室統合によって、旧町の人脈の枠を超えて交流が広がり、新たなグループの講座に参加される方も増えてきております。今後も効果的な学びの場の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成 27 年度受講者数の実態はどうかということについてでございますが、4 月現在での学生数は 580 名でございます。平成 20 年度の学生数が 967 名でしたが、年々減少し、平成 26 年度の学生数が 682 名となっております。今年度は昨年度と比べて、102 名の減少となっております。これは一般講座の統合の影響もあるかもしれませんが、60 代前半の比較的若い年齢層の新規入学者が少ないことと、長く高年大学に在籍をされておられた方々も高齢となられ体調不良などの理由により出席ができなくなられたことが主な要因であると考えております。

今後も学びの場、学習機会の提供とその充実を目指すとともに、統合によって新しい仲間づくりや学生による主体的な学習活動が促進されることを期待をし、魅力的な高年大学の運営と入学希望者の増員を図りたいというふうに考えております。

最後に、参加者の交通手段支援はどうなっているかということについてでございますが、これまでも高年大学の学生の方々は姫新線の利用促進事業やさよさよサービスやコミバス、タクシー券などを利用されておりますので、一般教養講座統合による新たな交通手段の支援策は特に考えてはおりません。

生涯学習の役割は、町民一人一人が持つ可能性を発掘し、地域に貢献するひとづくり、自己実現による豊かな暮らしや、出会いによる生きがいの実現でございます。その実現に向け行政は、町民の方が必要に応じて、自分に適した手段や方法を選択をし、生涯を通じて学習できる機会や情報提供を行っております。

ご希望に全てお応えできかねますが、今後も町民の皆様の学ぶ意欲を尊重して、学びを通した創意工夫を支援しながら、より効果的な機会の場の提供、そして、その充実にも努めてまいり所存でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） お答えいただいた件に、順番に再質問させていただきます。

まず最初に、集団検診、特定健診の関係なんですけれども、今年、予算の時もそうでしたけれど、ちょうど合併して 10 年目ということで、住民サービスがどのようになったかという点について、特に注意を払って聞きたいんですけれども、健診については、2 会場にする理由について、4 点にわたって説明がされたんですけれども、これらは、特に町の都合というか、事情でやられている内容だと思うんですけれども、健診を受ける住民の側からの意見というのは、この今までやられていた会場を 2 会場にしていく中で、周知のあり方について、先ほど、答弁がありましたけれども、全員協議会で報告した。また、自治会でも周知したと言われたんですけれども、その周知は事前ではないです。結果報告ですから。

先ほど、回答がありました高年大学の教室を順次、27 年度に向けて教室を統合していくというか、そのあり方と比べて、先ほどの回答を比べてみて特に思ったんですけれども、その参加するというか、まあ高年大学は特定されて、申し込みされてしているわけだからあれなんですけど、健診も受けられる住民の人の意見を十分聞いて、そして会場を変更して

いく。必要であれば、変更していく。そういう手立てが必要ではなかったかと思うんですけど、周知のあり方については、町は、それでよかったと思っておられるんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） よかったとか、悪かったとかという答えはできませんけれども、高年大学が、今、お話しのように自分たちの学生が、自ら学ぶという中で、どう考えるかということなので、そういうお話しも以前から学生の方々と一緒に話ができる機会があるわけですね。

ですから、あと健診については、これは町行政として、こうした町民の皆さんの健康増進のために、そうした機会をずっとつくる。今、その中で、先ほど申しました理由によって、これはやはり、これも長年ずっとやってきた中で、各毎年、そういう問題点というのは、これは明らかになってきたわけです。そういう中で、さらに充実した健診を、これから皆さんに健診機会を提供していくということの中で判断をしていったわけでありまして、これは、実際に今後、健診をしていただく方に、健診をしていただいて、理解をしていただくという形でしかないんじゃないかなというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町が健康 21 ですか、その計画に基づいてということなんですけれども、健診に当たっては、特定健診の計画書の中で、第二期特定健診ですけど、受診されていない方に対するアンケートなどもとられて、健診を、健診率上げるために努力をされているんですけど、その 24 ページで示されている、その受診向上のためのアンケート結果なんかに出ているものとしては、健診時間の短縮であるとか、健診項目の充実。また、最寄の会場であるとか、周知方法の改善、こういう受診しない、されてない方の回答が列記されているんですね。あと、健診会場の送迎も年配になると高くなっているということで、受診率を上げるための方法として、こういう課題を住民から意見を聞いているからということ、町が発表されているんですね。

それからいくと、今回の会場が、いきなり結果だけ報告するというやり方が、私は、重大問題だと思うんです。

いいから。町が、これまで理由を示された内容については、従来の健診の中で課題があったから。だから、こういうふうにしたんだという結果を押し付けるやり方ではないんですか。そのやり方が重大問題だと言っているんでね。その点は、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 健診がしやすいようにと、また、健診していただく方が、これまでの健診していただく実態という、行ってきた中で、課題があった。それをなくすことによって、健診をしやすいようにということで考えて、こういう会場を 2 会場にしております。

健康を守る。この受診をしていただくということは、これは少なくとも、これはまず最初に自らの健康について、これは、それぞれの方が、いろいろな形で自分の健康については、一番関心を持って、いろんな病院にかかったり、また、それぞれ、いろんな運動をしたり、いろいろな形で健康に注意を払っておられています。

そういう意味で、自ら、そういうところ、そういう皆さんの機会に応えられるような、町としては体制をつくらなきゃいけないということでもあります。

ですから、今回の2会場にさせていただいても、それは、会場において、ほとんどの方が車で来られておりますし、また、さよさよサービスとか、タクシーの利用券、こういうものも、これまでも使われております。

先ほど言いましたように、これまでの結果を見ても、歩いて来られるのは、そりゃ周辺の近くの方は、そういう方が何人かいらっしゃるわけですが、どこの会場においても、そうした実態の中で、今回の会場、駐車場も広くて、夏場、体育館で蒸し風呂のような中で健診をしていただいていたというような場所、ところはなくなります。

ですから、これまでも受診される方も、そういうところだから、やっぱり行きにくいし、嫌だということで、体育館、利神の体育館でありますとか、江川の体育館、こういうところでは受けずに、この会場を佐用のほうへ来られるというようなことも、実態としてありましたから、そういうところを、やっぱり行政として幅広く見て、総合的に考えて、皆さんに提供していくということで進めておりますので、私は、町民の皆さんのご理解はいただけるものと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 健診会場は、どこで受けてもいいといことで周知されておりますから、住民の方が、自分の行きやすいところに行くというのは、選択があつてのことで、頭から2会場しかだめだというのは、町の一方的なやり方ですね。

で、今言われたような、今回、会場が減らされる。減らされていた地域の方は、昨年度の実績で、町が発表している人数で、むしろ削減された会場の受診者のほうが多いんですよね。人数的に、そういうような実態もありますから、ですから、町の都合でしか、何か、住民の人にとって周知も不十分ですし、いきなり会場もそういう形で、いいから決めたんだというやり方は問題です。

これからも健診会場だけではなくて、そういうやり方をすることは、ぜひ見直してほしいと思います。

それで、会場行きの手段、交通手段についてですけど、さよさよサービス、それから江川ふれあい号について提案されているんですけど、今年、その交通手段については、利用料を無料にしていくということで、申し込み状況などは、もう既に予約も入っているかと思うんですけど、どういう状況なのか伺いたいのと、それから、交通手段として、町が、そういうふうによかれと思ってやっていることなから、コミバスであるとか、健診会場ですべての地域をカバーするからさよさよと、江川に限定したということではなしに、それぞれが住んでいるところで、人たちが利用できるコミバス。それから、さらには健診会場行きのバスなども、かつて実施したんだというふうに言われましたけれど、そういうことは、この会場を減らしていく時には検討をされたのかどうか。その点を、もう一度伺います。

議長（西岡 正君） はい。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） ただ今の受診状況でございますけれども、今現在、今、おっしゃっております、さよさよとかの交通手段をご希望されている方は、期間通して 30 名申し出ていただいております。

既に、7 月 8 日からの分については、受付を締め切っておりますけれども、その中では 8 名の方が。それ以降の日程の中で、合わせて 30 名という状況でございます。

また、状況といたしまして、6 月 9 日現在で取りまとめた結果は、約 1,750 名の方から申し込みをいただいております。そういった状況で、さらに締め切りが来週にやっまいりますので、呼びかけているところでございます。

それから、バスの件につきましては、前の議会でしたでしょうか、お話があったと思いますけれども、その時にも説明がありましたように、これまでも平成 20 年頃でありますでしょうか、特定健診の際に、バスを運行したこともございます。ただ、やはり利用される側からして、やはり定時運行というんでしょうか、決まった時間でお迎えに行って、帰る時には、また、ある程度、まとまってお送りするといった、そういった、どうしても運行形態になってまいりますので、なかなかご利用される方がなかった。ほとんどなかったというのが実際の現状でございます。

そういった意味で、定時運行という形で、あるいは集団で運行というんじゃないしに、わりと自由に、そういう運行がしていただけますような、さよさよサービスであったり、また、江川ふれあい号であったほうが、皆さんにとっても非常に利便性もいいんじゃないかというふうに考えているところでございます。

また、タクシーにつきましては、本来の利用者の方が、原則として 65 歳以上の交通手段のない方に限っております。障害者の方とかいうこともございますけれども、そういった中でいきますと、やはりその中の特定の人だけということになりますし、それと合わせて、基本的には費用の 2 分の 1 というんですか、あるいは個人負担が発生してくる分が、基本ルールになっておりますので、そういった中で、いろいろと総合的に判断する中で、さよさよサービス等の無料券を出すということで、全町をカバーできるという、そういう結論に至ったわけでございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） その交通手段の中で、さよさよサービスだけが 30 人なんですか。江川ふれあい号の希望者はなかったんでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 今現在、把握しておりますのは、さよさよサービスだけでござい

ます。7月22日以降の細かいところについては、わからないんですけれども、ほとんどが、さよさよサービスの申し込みというふうに聞いております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 江川ふれあい号が江川地域しか走ってないので、江川の方は、そこへ行く手段としては、自分で行くということですね。さよさよを利用するんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 交通手段として江川地域は江川のふれあい号のほうが対応させていただいております。さよさよサービスをご利用になることはありません。

ただ、申し込みの状況として、江川ふれあい号の申し込みがあるかどうかというのは、ちょっと、今、30名の中に何人あるかということについては、把握しておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） それと、受診率についてなんですけれど、会場が変更することによって、受診率は、従来と同じようにできるんだということなんですけれど、受診率については、特定健診の状況を 19 ページか 20 ページ、また、23 ページにわたって、ずっと受診率向上に向けた取り組みをしていくということで、町の計画があるんですけれど、かつて受診目標については、30 ページから受診率、今回、二期の場合は、5 年間ですか、平成 29 年度までの間の計画の中で、なぜか一期は目標が 65 パーセント受診目標あったのが、二期は 60 パーセントに減らしているというのは、ちょっと、この質問を準備する中で気がついたところなんですけど、受診率を落としている状況があるんですけれど、受診目標をつけてやっていく中で、国民健康保険に対して、その受診率が一定程度ないと、いわゆるペナルティーがあるというふうに説明を受けたこともあったんですが、これの計画書によると、後期高齢者支援金の加算・減額措置が講じられる見込みとか、減らされるという意味ですからあれなんですけど、そういう点については、受診率のあり方については、どんなふうになっていますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 議員がおっしゃいますように、第二期の特定健康診査等の実施計画の中では、目標年次 29 年度 60 パーセントというところで目標数値のほうが設定されているところがございます。この点につきましては、国のほうの全体の中の計画の中で 1 つの目標数値というものが示された中で、それに沿うような形で佐用町も、そういう同じよう

な数値を設定しているというところでございます。

今、おっしゃいましたペナルティーがあるというような話も実際には聞いております。ただ、具体的に、それがどうこうということについては、今は、資料は持ち合わせておりませんので、わかりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 国の計画に対するペナルティーについて、資料がないので、具体的な答弁はないかもしれないんですけど、あるのかないのか。ペナルティーがあるのかないのか。今の佐用町の実態で、それだけ答えてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 私のほうは、そのことについて、特に話としては把握しておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） それと、健診のことについて、先ほど、国民健康保険のかかわりも言ったんですけど、国保で、国民健康保険料が高くなるということで、もちろん国のほの補助のあり方が問題なんだけど、医療費が圧倒的に国民健康保険の支出は、約 8 割が医療費で占められるということで、その医療費を軽減するというので、先ほど、町長が最初に述べられてた健診の目的、目標は、健康であれば医療費も削減できるんだという、そういうことにつながると思うんですけど、病気の予防と早期発見に欠かすことができないという、そういうことで、健診について、住民にもっともっと周知していくということで、合併後は佐用町 1 本でやっているんですけど、旧町時代には、町民に対する健康づくりというか、住民意識を高めるために、年に 1 回、旧町、私の南光だったんですけど、健康まつりを 2 月 11 日にやって自分たちの健康を守ろうということで、そういう取り組みが、ずっと継続して取り組まれてきました。そういった取り組みも、改めて、かつてそういうことを取り組んできたという経過なんかも振り返って周知していくというのは重要じゃないかと思うんですけど、そういった点では、どう考えておられますか。

計画をつくる上で、私は必要だと思うんですけど、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 健診の目的というのは、日頃から自ら自分の体の健康状態をしっかりと把握して、それが、いわゆる病気にならないように、事前に予防していくということ

なんですね。

ただ、もう1つ佐用町の国民健康保険加入者なんかの、この健診に対する受診率が低いということの見方として、分析しなきゃいけないんですけども、片方で、非常に佐用町の場合、医療給付、病院にかかっておられる医療費というのが高いんですね。率が。それは、多くの方が、当然、何らかの病院で、いろいろと既に治療を受けられているとか、毎月のように1つの持病のために病院に行って、ここで健診で行うのと同じような血圧でありますとか、血液検査でありますとか、そういうことも受けられている実態はあると思うんですね。

だから、そういう病院に通っておられる、受診されている方は、そこでは診ていただいているので、わざわざ同じようなものとしての健診を受ける必要はないということであってないというところも、かなりあるのではないかなと、そういうふうに思います。

やはり、これは健診を受けるということの目的、これは、自らのやっぱり健康ということから自らがやっぱりちゃんと常に自分のこととして、しっかりと捉えていかなきゃいけないということが、前提に全てであると思います。

ですから、やっぱりそれは、日頃の毎日の生活の中で、きちっと食事をして、そして、健康を、体調を整えていくということ。だから、これは、そういうことで町としても、今、食育ですね、この食育というのは、子供たちへの食育ということ、よく言われますけども、本当に全員、今、改めて、もう一度、この食ということについて、しっかりと考え直していかなきゃいけない。そのことを町民の健康づくりのもとにしていかなきゃいかんんじゃないかなというふうに思っております。

健康まつりとか、いろんなイベント的なことはやってきましたが、なかなか、そこに参加していただける方というのは少ないということの中で、今、ケーブルテレビ、佐用チャンネルというようなものも新しくできました。それから、広報、そういう中で、今、栄養士も食べ物、ただ、カロリーを減らしたり、運動をするということをするだけではなくて、どういう物を、どういうふうにきちっと食べていく。そうすることによって、糖尿病の予防であるとか、メタボの予防になってきますよというようなことを、講座としてやっていかないかな。

これは、私は、例えば、先ほど、今回も出ました高年大学の中で皆さんにもお話をするとか、当然、子供たち、学校でも教育としての食育もするとか、広報等でも保健師が一生懸命健康講座みたいなものも書いてくれてますけれども、そういうものもしっかりと読んでいただけるようにしていくとかということ、そういうことに努力しているわけです。

今回、栄養士と副町長が出て、栄養講座、食育をするんやね。そういうこともみんなで見えていただけるように、そこに出演、出て、やろうということも考えています。そういうことであれば、私も町民の皆さんに、そういうことを呼びかけていくというようなところへも出る、それはやぶさかではないなと思っております。

やっぱり、まず、そういう基礎的なことをしっかりとやっていかないといかんというふうに、今、思っているところであります。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 健診会場の削減については、また、元に戻りますけれど、町の事情で、町民に対して、これがよかれと思ってやっていることとは言え、町の立場から言うのですよ。ただ、住民にとっては選択する場所が減ったということ。

それから、会場までは、ほとんどが自分で行けると言われますけどね、遠方で、単純に合併したら、やっぱり真ん中はいいわなと、そういうことを皆さん言われるんです。こういう事態が起きることだね。やっぱりサービスの低下ということは事実なので、そういう会場の手段についても、もっと丁寧にきめ細かくすべきですし、これからも見直しをして、住民が1人でも多く参加できるように、お医者さんにかかっているから、もうこの際いわというような人が増えないように、ちゃんと1年に1回は健診が受けられるように、そういう方向でやってほしいと思います。

で、健診会場については、それぐらいで、税金相談会場の削減なんですけれど、これも先ほどの理由、幾つか述べられましたけれど、高年大学の前に回答された分ですね。これは、自治会にも、今からするよということで周知しましたということ、これは事後報告ではないという点では、先ほどの健診会場のものとは、また、性格が違うわけですが、ただ、理由として、税制度が複雑で職員にとって、班体制を組んで、応援体制になっている職員にとって負担になっているんだと。住民に対して迷惑かけてはいけないからということや、それから会場で、そのネットワークが不備だと言われたんですけれど、平福であるとか、それから江川地域の会場がそれに当たる。平福の会場ということで、具体的に言われたんですけれど、平福の会場などは、その税金の相談会場だけにとどまらず、地域では、防災の時などには、避難所になったりする会場ではないかと思うんですけれど、そういうところで、ネットワークの設備ができてないというのであれば、この際、ちゃんと整備していくとか、その税金の相談だけにとどまらず、会場をちゃんと活用していく上で、不備があれば、そういうところは直していかなければいけないんじゃないかと、私は、今のご回答の中で思ったんですが、そのへんは、どうですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（加藤逸生君） 平福会場の件でございますけれども、ネットワークが不備というのは、税の申告のネットワークができていないということで、普通のインターネットとか、そういったものの情報系については、整備されておりますので、それと、同じ系統でネットワークを組んでいるわけではございませんので、そういった意味で不備ということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） はい、わかりました。

あと、交通手段、高年大学の関係ですけれど、自主的に参加される高年大学ですから、それぞれ受講者の方の努力でということなんですけれど、従来、町のほうで交通手段として送迎用のバスを走らせていた経過もあるんですね。そういった点では、利用していた人たちが、それを利用して参加していた人たちが、私は、参加できなくなったということで、いわゆる周辺地域の参加者ですけれど、高年大学もやっぱり中心部の行きやすい地域に、住居がある人にとっては便利かもしれないけれど、1人でも多く、どこに住んでいても同じサービスが受けられるようにという点では、交通手段のあり方について、支援が後退していったんじゃないかというふうに具体的に聞いておりますけれど、その点は、どうです

か。

議長（西岡 正君） はい。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（服部憲靖君） その点に関しましては統合する前の平成 25 年に各教室の代表の方にお集まりいただいて協議していただいた中で、そういった話も出ておりました。

議員言われました、運行していたバスにつきましては、町内で 1 地域でございました。この度、統合するということに向かってお話し合いをしていただいた中で、1カ所に、そういったサービスをする、全てにサービスしなければならないというような点も話題に上がった中で、そういったことの中で運行ができなくなりますという旨も十分話させていただいて、代表の方と協議をさせていただいております。

代表の方は、それぞれの 4 教室に帰られて、そこで参加されている皆さんにご説明していただいて、今日の統合に至っております。

人数的なものにつきましては、平成 26 年度のだいたいの平均ですけれども、運行していた地域における参加者の利用数につきまして、約 6 人から 7 人、これは平均値ですけど、そういったふうに聞いております。

その地域におきましては、コミバスの走っている地域でございます。また、さよさよサービスの提供もさせていただいている地域でございますので、26 年度の参加者のご利用の人数であれば、十分賄えるというふうに判断しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 聞き漏らしていることがあるかもしれないんですけど、1 点目の住民サービス低下については以上にします。

それでは、次に 2 項目め、老朽空き家対策について伺います。

長年放置され倒壊などの恐れがある老朽空き家対策の対応について伺います。

①自治会などからの苦情対応の状況は。お示ください。

②所有者に撤去費用を補助する制度を導入する自治体があります。町で制度導入の考えはありませんか。

③国の特別措置法では、勧告を受けた物件の固定資産税の優遇措置が外されることで所有者の方の負担が大きくなります。町の固定資産税への対応、軽減ですけど、どう考えておられるのか。よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは 2 点目の老朽空き家対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問は短い内容になるんですけれども、お答えするほうは、かなりいろんな複雑なことでお答えをしなければいけないので、ちょっと長くなりますけれども、よろしく願いいたします。

まず1点目の自治会などからの苦情対応の状況についてはご質問でございますが、自治会などから長年放置され倒壊などの恐れがある危険な空き家についての相談があった場合には、企画防災課において自治会長さんや近隣にお住まいの方から事情を聞くなどして現地の確認を行い、所有者の特定や連絡先などの調査を行わせて、調査の内容に基づき、役場内の総務課や建設課、商工観光課など関係課を招集して対応を協議させております。

周辺の道路や水路に瓦や壁が落下して危険だと判断した場合、早急に所有者の方に適切な管理をお願いするとともに、担当課においてバリケードや看板の設置などの緊急措置を取らせております。

危険な空き家であっても、これは個人の財産であり、行政が直接、除却や修繕をすることが困難であるため、自治会や近隣の住民の皆さんにも協力をしていただいて、所有者の特定を行い、家屋の状態などを連絡して、危険な部分の修繕や除却の要請などを行っている状況でございます。

平成22年以降、直接、間接的に町に対して対策の要望のあった危険空き家の件数は9件でございます。

そのうち、石井地区、久崎地区、徳久地区及び三日月地区の5件については、町がバリケードの設置などの危険回避措置を行った後に、町と自治会の働きかけに応じて所有者によって除却が完了をいたしております。

また、平福地区や上月地区の物件については、当面倒壊の危険性は低いと思われませんが、周辺の安全性を確保しながら、瓦が落下した場合などは自治会と協力して除去を行いながら所有者に適切な管理をお願いしているところでございます。

なお、幕山地区や三日月地区の物件等、その他の事案については、関係各課で協議をいたしました。当面、倒壊等の危険性は低いと思われるため、現在のところその様子を見ているところでございます。

町が関与していない事例ではありますが、先日も徳久地区で自治会と町外在住の空き家の所有者が連携を取り、除却された事例もございますように、空き家対策は所有者の責任であるのが大原則ではございますが、所有者と自治会、町など関係者が連携を取ることが必要だと考えております。

次に2点目の所有者に撤去費用を補助する制度を導入する自治体があるが、町で制度導入の考えはないかとのご質問でございますが、今年の5月26日には国会において空き家等対策推進特別措置法の関連規定が施行されたところでございます。また、兵庫県においても老朽空き家除却支援事業を創設しており、県下の市町においても除却補助事業に取り組むため条例化の実施または検討しているというふうに聞いております。

先般もこの法律の施行によりまして、担当者が招集され、大阪で説明会を受けて来ておりますけれども、国の空き家等対策推進特別措置法の基本的な考え方においては、空き家等の所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提となっており、市町村は地域の実情に応じて地域活性化等の観点から空き家等の有効活用を図る一方、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家等について所要の措置を講じるとしております。また市町村の役割として、関係内部部局間の連携、必要に応じた協議会の組織、相談体制の整備等による実施体制の整備にまず着手をし、空き家等対策計画の作成を行い、空き家及びその跡地の活用方策についても合わせて検討するとしております。

また地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、または著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行

われていないことにより著しく景観が損なわれている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる特定空き家については、必要に応じて立ち入り調査を行なうことができるとし、行政代執行ができるということも規定がされております。

この法律をみると、これまで町が行ってきた関係各課による情報共有や所有者に対する指導、空き家バンクの登録などが明確に定められたものであり、これまで町が取り組んできたことを、引き続き粘り強く続けていくことが、まずは大切だと考えております。

また、兵庫県下では平成 26 年度末現在、9 市町が助成制度を制定し、佐用町を含めた 19 市町が今後制定を検討しているということでございます。

この助成制度については、所有者負担の問題などから、26 年度中に事業化になった事案は県下では丹波市と淡路市における災害特例の 15 件のみとなっており、その他では、まだ実施例がありません。今後さらに研究を進めていかなければならないと思います。

次に 3 点目の国の特別措置法では、勧告を受けた物件の固定資産税の優遇措置が外されることで所有者負担が大きくなる。町の固定資産税への対応はどう考えているのかということですが、土地に対する固定資産税の課税では、住宅用地に対する課税標準額の特例措置として、小規模住宅用地と一般住宅用地の特例がございます。

小規模住宅用地は、200 平方メートルまでの住宅用地で、その課税標準額は、価格の 6 分の 1 の額になります。また、一般住宅用地は、小規模住宅用地の 200 平方メートルを超える部分について、家屋の床面積の 10 倍までを限度に課税標準額を価格の 3 分の 1 とする特例でございます。

本年 5 月 26 日から空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されましたが、これに伴い地方税法第 349 条の 3 の 2 第 1 項が改正をされ、市町村長が特定空家等の所有者に対して除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、住宅用地特例の対象から除外されることとなりましたので、税制上、そういう勧告がされれば適切に対応をしていきたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 1 項目めの自治会からの苦情対応については、既に苦情がある都度、現地におもむき、現地を見て、そして担当課内でいろいろ調整をしているというか、相談をしているということなんですけれど、それで、対応もされたということなんですけれど、平福と上月地区については、倒壊の危険性がないので、協力して管理をお願いしているという回答があったかと思うんですが、その回答の分なんです。

特に平福地域の景観のいい、あの場所のところ、そういった事例があるということで、町の関係では、今の時点では、何も手立てと言ったらあれですけれど、地域で管理してくださいというか、その所有者の人をお願いしているという、その域から出ていないと思うんですけれど、今から、考える町の条例で、そういった点も対応ができるようにということで、解体費用であるとか、そういったことについて、姫路市の制度の紹介が最近もあったんですけれど、佐用町で条例化していく、検討している中で、そういった新たに助成していくような制度も考えて、取り入れていこうということも検討されているんですか。ちょっと、伺います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 国の法律がこうして制定された中で、そうした危険空き家として、特定空き家として認定をして、勧告をしたりすれば、その空き家に対しての撤去費用、これについては、国が3分の1、県が6分の1、市町村がまた6分の1、所有者は3分の1というような費用負担、分担で対応はできるということになるということが基本的に示されております。

これを適用しようとするれば、当然、町も条例化をしなければなりません。

ただ、1つは費用負担の中、費用の中で、まず私は、撤去する費用負担、幾ら3分の1でも、例えば町が6分の1でも、元の撤去費用が大きくなれば、非常に額が大きな費用負担になります。町としては、1つは、そういう撤去して出てきた廃材、瓦とか壁土とか、そういうものを産業廃棄物として処理するというのが、非常にたくさんの費用がかかります。そのために現在、既に、ほかの町では、多分あまりないと思うんですけども、町では今、最終、そうした処分場での受け入れ、これを許可させていただいておるわけです。

こういうことで、総額費用を少しでも軽減をしようということを努めております。

ただ、あと、こういうふうに危険空き家として認定をする。特定空き家とするという手続ですね。これは、まだ、町内ご存じのように500軒も600軒も幾らでも増えています。それが、じゃあ今、お話しのように平福の町の中にあるから、それは、そうした支援をしますよと。じゃあ、少し離れたところにあるところは、周辺に対する危険はないから、もう対象ではありませんよと、こういうことになると所有者にとっては、非常に不公平になるわけですね。

それから、それを危険空き家として認定をするというのか、誰が判断をするかという問題ですね。これは、協議会をつくってとか、そこで審議会して、そこで審議をするとかということになるかと思うんですけども、そういう行政上の非常に難しい手続きがあるということと、この法律でも前提としては、個人の責任ですよということが、まず前提にあるわけです。

だから、まずは、その所有者、相続者、それぞれ所有者に対して、いわゆる行政指導ですね、どこまで行政指導をしていくか。ただ、それについては、地域の皆さんも地域の支援の中で対象者の方々にも一緒に働きかけていただかなければ、なかなか行政だけの一方的な通知だけでは対処していただけないというのが実態です。そういう意味で、こうした自治会、近隣の方々の協力の中で、連携の中で対処していく。

そして、それでもなおかつという時に、行政指導。その行政指導も、最終的には先ほど言ったような措置も伴うということになれば、いろいろな手続きをしていかなきゃいけない。そういう状況の中で、県もあつた条例をつくられましたけれども、実際に、どこでも困っておられるとこ、たくさんあると思うんですけども、これの対象になった、これによって実施されたものというのは、逆はないということ。現在のところないという状況があるわけです。

そういうことで、これから条例をつくるという、そういう制度をつくっていくということは、当然、これから必要なんですけれども、これに対しては、相当いろいろな意味で、総合的に、いろいろな面から検討してつくっていかなくちゃいけないだろうというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） この質問では、危険空き家ということで質問しているんですけれど、町の住宅政策については、総合計画見る限りでは、公営住宅の整備とか、宅地分譲事業とか、住宅環境の整備については、わずか言うたらあれですけど、町全体のまちづくり計画の中でも重点、重きを置かれた内容になってないんでないかなと、改めて計画を見直したんですけれど、その佐用町として合併後、住宅の政策というか、今、指摘、国のほうも法律を新たに変えたりした老朽化した空き家もどんどん増えてきていく中で、持ち家の政策の中で、そういう課題が、これから、もっともって増えていくんですけれど、そういう町の住宅のあり方、これを考えていく上で、町長も先ほどから、総合的にいろいろと考えて、そういった条例をつくるためにも考えたいんだということなので、住宅に限った計画というのではないと思うんですけれど、旧町のんは、私も持っているので、そこには、町の住宅をどんなふうにしていくか。空き家については、これから増えるだろうから、どのようにしたらいいかという、いわゆる総合的な計画が盛られているんですね。

かなり前なんですけれど、合併前に、それぞれ旧町でつくられていたと思うんですけれど、佐用町になって、全町の住宅についての、そうした基本的な計画づくりというのは、今、改めて必要ではないかと思うんですけれど、それに当たっては、やっぱり計画するのにあたって町民の方に、いろいろ住宅の関係についてアンケートも実施して、きちんと全町を網羅していくとか、そういうことを盛り込んだ上での政策になっているので、そういう正面に据えたものが必要だと、私は思うんですけれど、その点は、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これまで、国においてもそうなんですけれども、佐用町、町において住宅政策というのは、新しく住宅を何戸つくっていくとか、町営住宅をどうつくっていくとか、また、宅地分譲ですね、新たな住宅を建設していただけるような、そういう定住をしていただくための宅地を提供していくとか、そういうことが、私はずっと主だったと思うんですね。

そうした中で、住宅事情として、新しいものをつくるのではなく、これまでストックしてきたものが空き家になり、それが大きな社会問題になってきたという中で、国において、こうした法律がつくられてきたということです。

ですから、今後においては、新しく今でも新たな家を新築されて、また、若い人たちが、それぞれ自分たちの生活の中で、快適な生活、住生活を求めて、今、家を新築されている例もたくさんあるんですけれどもね、それと同時に古くなった家屋、家をどうしていくのか。活用していくのか。まだ、実際には耐用年数がきたものを、どう処分していくのか。こういうことが社会的にも非常に大きな問題になってきたということだと思います。

これは、町としても、それに対して、国行政全体、県と行政として考えていかなきゃいけないということで、今のご質問もありますし、私が、今、総合的に考えていかなきゃいけないというのは、そういうことだというふうにご理解いただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 住宅を、どんどん自分の家、住家を自分でつくってという国の政策のもとに、それぞれ家を建てているんですけど、最近では、若い人たちが、そういう新しい家を建てるといのは、なかなか働きとか収入の面とか、大変ですし、やっぱり公営住宅の家賃補助とか、そういう総合的な住宅の政策をつくってもらい、そういうことを提案して、私の質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君の発言は終わりました。
続いて、6 番、石堂 基君の発言を許可いたします。

〔6 番 石堂 基君 登壇〕

6 番（石堂 基君） 6 番議席、石堂 基です。先ほどの平岡議員の一般質問に少し関連をし、同趣旨の内容もありますが、事前に通告をしている内容で質問をさせていただきます。

危険空き家対策に向けた制度整備について。

国においては、危険空き家の強制撤去に向けて特別措置法が施行され、全国で急増している危険空き家への対策が開始されました。

本町においても 500 戸を優に超える空き家が点在し、今後もさらに、その増加の傾向が進む状況であります。その活用や危険空き家に対する対策が求められています。

そこで、次の項目について伺います。

まず 1 点目、これまでの町内空き家調査において、除却が必要とされる物件の把握が行われているのか。

それから 2 点目としまして挙げていますが、一昨年度までに危険空き家に対する地域要望が 10 件近く提出をされていましたが、これに対する対応が進められているのか。この内容については、先ほどの平岡議員の質問に対して詳細な説明がされていますので、答弁については、省略をしていただいても結構です。

3 点目としまして、県の除却助成制度を考慮した危険空き家に対する抜本的な町の制度検討はどのように進められているのか。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの平岡議員と同じ空き家に対してのご質問でありますので、説明させていただきますことが重複しますけれども通告をいただいておりますので、その分も含めて、もう一度、ご理解いただくために答弁をさせていただきたいと思っております。

それでは、1 点目のこれまでの町内での空き家調査において、除却が必要とされる物件の把握が行われているかのご質問でございますが、佐用町の空き家について平成 21 年度に悉皆調査して、全町でその時の調査対象 586 戸の空き家を確認をいたしております。

それから、もう既に5年以上たちますので、現在では優に600戸を超える空き家があるというふうに推測をいたしております。

21年度調査では、除却が必要かどうかの具体的な調査は行っておりませんが、外観による判断で、大幅な修理が必要な家屋、多少の修理が必要な家屋、修理が今のところ不用であるというふうな家屋というふうに分けて調査をいたしました。

この調査によりますと、大幅な修理が必要な家屋は242戸、多少の修理が必要な家屋は225戸、当面の特に修理は必要ではないというふうな家屋が102戸となっておりまして、大幅な修理が必要という中には、もう崩れてきた家もあり、そういうところが、まだ調査をしていないというところもありますので、本当に半分ぐらいの家が、なかなか修理をするためには多額の修理費がかかるということも含めて除却が必要ではないかなというふうに考えております。

2点目の、一昨年までに危険空き家に対する地域要望が10件程度出されたが、これに対する対応は進められたのかということでございますが、先ほどの平岡議員の質問でもお答えしましたように、自治会などから長年放置され倒壊などの恐れがあり危険な空き家についての要望があった場合には、それぞれ担当課において現地確認を行い、所有者の特定や連絡先などの調査を行い、調査の内容に基づいて、役場内の関係課を招集して対応を協議させております。

平成22年以降、先ほど、答弁させていただいたとおり、9件ほどの空き家に対して、それぞれ対策、対応をしましてまいりました。しかし、除却が完了したところもありますけれども、まだ、なかなか対応ができていないというところもございます。

特に、道路に面した空き家、また、隣に住宅があり周辺に対して危険な空き家、こういうところについて、自治会の皆さんや近隣の皆さんと協力をしていただき、所有者に適切な管理をお願いをしているところでございます。

なお、幕山地区や三日月地区の物件等、その他の事案については、先ほど申しましたように、危険が少ないというところについては、様子を見ているところでもありますけれども、しかし、これも年々、老朽化が進み危険性が高まるということで、こういう空き家等について早く対策を打っていただくように、まず、所有者に連絡をとり、所有者の方が対策をとっていただくことに、まずは努めていきたいというふうに考えております。

3点目の兵庫県の除却制度を考慮した危険空き家に対する抜本的な制度検討がどのように進められているのかとのご質問でございますが、国において空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されたことを受けて、兵庫県でも老朽危険空き家除却支援事業を創設されたところであります。

県下の市町においては、26年度末に空き家対策条例を制定済の自治体が17市町ございました。そのうち空き家の除却助成事業を制度化した自治体は9市町でございます。今後制定を検討しているところ、また、佐用町も含めて19市町が、今、どのような制度をつくるかということで、検討をしているということでありまして、町といたしましても、それぞれ、そういう自治体との状況もよく一緒に研究させていただいて、取り組んでいきたいと考えております。

助成制度を制定している市町においても、所有者負担の問題などから、26年度中に事業化につながった事案は県下では丹波市や淡路市における災害特例の15件のみとなっております。制度化しても除却できない。対象物件の間口が狭いと、現在の国の制度では感じているところでもあります。

しかしながら、老朽化した家屋が、危険な空き家変わっていくことが容易に想像できますので、町では兵庫県下各市町の空き家に対する取り組み状況について、なお、今後綿密に調査を行うとともに、担当課における空き家についての行政視察などを実施しており

ます。

国の空き家等対策推進特別措置法の基本的な考え方にもありますように、基本的には空き家等の所有者が自らの責任によりの確に対応していただくことが大前提でありますので、まず地域の実情に応じて地域活性化等の観点から、空き家の有効活用を図ることを考え、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家については、関係課の連携により横断的に対応してまいりたいと考えております。また地域住民の生活環境に悪影響を及ぼし、そのまま放置すれば倒壊の危険性がさらに迫り、保安上危険となる恐れのある状態または著しく衛生上有害となる恐れのある状態のものについては、これまでと同様、町から所有者に対して、直接、文書で除却要請などを行いたいと考えております。

空き家対策の推進に関する特別措置法に対する国の関連規定が5月に示されたばかりでありまして、今後は、町内の空き家の適正な管理に関する制度なども含め、さらに研究を進め、町と地元自治会、所有者が連携を取りながら、対策を進めてまいりたいと考えます。

以上、少し端折りしましたが、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6 番（石堂 基君） それでは、再質問をさせていただきますが、ちょっと質問の内容の性格上、今回は、危険空き家に特化して話のほうをお聞きしたいなと思っておりますので、既に調査をされている町内の空き家の実態調査、これについては、以前、昨年の3月の一般質問の時にお伺いをしまして、その総数であるとか、利活用についてというお話をさせていただいたと思うんですが、それ以降、こういうような形で国が大きく、この空き家対策に乗り出している実情を踏まえた上で、特に、その危険空き家について、議論をさせていただきたいなと思います。

現状では、既に説明があったように22年以降、各地域からの要望に基づいて、10件近くのものに対して、町が、ある程度の体制をもって取り組みが行われている。当然のことながら部分的にですけども、残っているものもあるけれども、おおむねできる限りの対応はできているというふうには認識をしています。

ただ、今回の国の特措法を受けて、これも5月に示されたとこなんで、明確には前回の説明会が6月に行われたというふうに説明がありましたけれども、その説明会を受けた中で、今後、町がどういうふうな形で取り組んでいくのかというところの確認を含めて質問をさせていただきたいと思うんですが、特に国が示しているガイドラインの中で、最終的には強制代執行までということでの処置まで示していますが、取り急ぎ、各自治体のほうで求められているのは、やはり町の中でのそれに対する自主体制の整備というのが急務の課題かなというふうに思います。

ガイドラインの中には、市町の内部においての連携強化、あるいは協議会ですね、これの設立というものを必要に応じてとは書かれていますけども、これをまず始めないと、協議していく内容が始まらないんだと。佐用町においては、これまでの取り組みで、行政中心になって内部連携を図りながら取り組みが進められていますが、その対象となるのが、地域から出てきた個別要望によるものが主だと思うんですね。

この要望についても、先般、議会として行っている例えば、報告会なんかでも、住民の方からの意見の中で、こういう危険空き家に対する意見というのが数件出て来ています。それを見ると、今回の国が特措法に取り組んでいる関係も含めて、やっぱり今後、急務な

課題であるのかなというふうに思います。

となれば、まずその町内における危険空き家に対する調査というものが必要じゃないかなと思います。この内容についても、既に 21 年に調査をされている内容から推測して、その半数近くが大規模な修復が必要なのということで、先ほど答弁にもありましたが、その中でも限られた、本当にこの、今すぐ、除却が必要な状態、あるいは地域としては、除却を求められるようなものが潜在的にもっとあるんじゃないかなと思うんですが、その除却が必要なものに限定したものではないんですけれども、そういう調査を、ここで一度やる必要があるんじゃないかなと思うんです。

それは、それをもとにして、あるいは、それを対象にして、町がこれから特措法に基づく体制整備なり、条例整備をしていく必要がありますので、まず実態を公平的に、横断的に全町調べる必要があるのかなと思うんですが、それについては、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） そういう、いろいろ対策するためにも当然、その実態を管理、正確に把握するということは大変大事だと思います。

ただ、空き家がこれだけたくさんありますし、一番問題は、危険空き家という判定、認定ですね、どれが危険空き家で、どの物件が当面危険はないというふうに判断するか、そのためには、ある意味では協議会とかつくって、そこで1つの基準に基づいて協議をしていただくということになろうかと思うんですけど、その前に、当然、行政として、そこに出す資料、これが危険空き家ですよ。これだけあります。こういう状況ですという資料を提出しないと、また、協議はできないわけですね。

そうなってくると、何百という空き家がある中で、最終的にはどうしても個別対応にならざるを得ない。細かくこれを調査したりしていくとなりますよね。ですから、これからどんどん増えていくことは間違いありません。これまで、たまたま9件ぐらいなところで何とか対応してきた。それでも、いろいろと問題があって、かなりの時間も要したということなんですけれども、調査という、町が誰かに前回のように調査依頼して、ずっと町内全部見て回って写真と位置というものを、資料としてつくっていただいたと。これは基本的な調査でありました。

ですから、今後、その判断を、まずは地域の方にも協力いただかないとできないかなと思います。

例えば、集落からこういう物件が非常に周辺にとって危険なんだと。状況になっていると、危ない状態になっているということを、申し訳ないですけれども、例えば、集落の自治会長さん方にお世話になって、申請、届けていただくと。そういう資料の中でそれを判断して、現地へ見に行って、どういう状況だということを、さらに詳しく把握していくというようなことが、これから必要かなというふうに思います。

その危険という中で、細かく言えば、みんな危険になってくるんですね。だから、例えば、集落のいわば住宅が密集しているところにある住宅は、ちょっとしたことで瓦1枚落ちていても危険になってくるわけです。

しかし、それぞれの集落の山間に点在している住宅にあって、かなり朽ち果てたような住宅もあります。それはそれで、そこに近寄らなければ全く、ある意味では、直ぐの危険

性というのではないわけですね。

だから、そのへんの感覚、感じというのは、こちらでなかなか判断ができないところがあるので、地域からこれが危険で、集落として、地域として生活上、非常に危険性を感じて困っているんだということを申し出ていただいて、それを先ほど言いましたように、町としても、さらに調査をしていくというようなことが必要なというふうに、私は、今、考えているところであります。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6 番（石堂 基君） 今、答弁にあった程度と言いますか、内容で僕は十分だと思うんです。

と言うのが、これまでに要望があって、22 年以降取り組んでいる、そういう危険空き家に対する処理の中で、答弁の中にあったように幕山について複数件ある分については、当面の間、危険性が薄いので、その状況を見ていくというふうに言われましたけれども、その中の 1、2 件に該当するかどうかわからないんですが、私が、調査というんですか、知っている内容で幕山の 2 件というのは、現在の所有者、管理者に行きつくことが地域ではできない物件があります。

で、集落の中の例えば防災点検とか、集落の中を防災マップつくる時に歩いて、もうここどうしようもない。もう危ないよな。周辺に 3 級の町道もあったり、あるいは溪流が、その横を通っていて、これが倒壊すると、ここの谷川を埋めてしまうよねとか、3 級町道の上に落ちるよねという話まではするんですけども、じゃあ、それを地元として、どの方というの、やっぱり個人情報に関係で行きつくことができない案件が 2 件あります。これは、私も自治会の役員をしていますけれども、まだ、町のほうには、そういうふうな要望は個別には出していないんですね。

こういうケースというのは、多分、町内の中にもほかにあると思うんです。特に、調査が必要なというのは、僕はその度合いは難しいというふうに町長も言われますし、確かにそうだと思うんですが、今回、国の特措法で示されている特定危険空き家のガイドライン 5 つの項目があると思うんですけども、これをもとにおおむねこの文言でくくられている内容であれば、まあ自治会の役員さんであれば十分に理解していただいて調査対象にするか否かというのが判読できるん違うかなと思う内容だと思うので、これをもとに概略の調査を、まずやってもらう。そうすれば、各自治会のほうから、いやうちにはこんな物件があります。ここにありますというの出てくると思うんですよね。

まず、その数なり実態から入って行って、それ、これだけあるから、それらの共通判定事項を、どう考えるのか。あるいは、役場の中の今の各部局のほうの連携体制だけで対応できるのか。あるいはそのガイドラインが示しているように、当然、最終的な処分まで検討に入れて、その第一弾が協議会づくりだと思うんですね。協議会、それから、それに対応する策定計画ですね、これをつくるという手順だと思うんですね。

その第一弾に入るまでの今の実態ですね、これをぜひ早急にやっていただきたいというふうに思うんです。

それをした上で、ガイドラインに示されている協議会の設立、ただそのガイドラインに示しているとことというのは、あくまで最終的な法的措置まで念頭に入れてますので、例えば、協議会の設立メンバーについては、法務関係とか、あるいは不動産関係の人間まで例規していますけれども、当面はそこまで佐用町の場合は、僕は要らないんじゃないかなと。

ただ、本当に町内の状況を把握した上で、公平的に行政のほうで、地域要望に応じていく体制をする判断基準として、やっぱり町、それから議会も必要ですし、住民代表も、このあたりでの協議会の設立というのが、それも要ると思うんです。

そういう協議会を逆に利用して、その実態調査を詳細にやっていくということもできますので、その協議会の設立、先ほどの平岡議員に対する答弁でいけば、必要に応じてというふうに町長言われました。

確かに、ガイドラインの中でも、ガイドラインと言うよりも法律の中に、そういうように書いていますけれども、その協議会も僕は早急に必要じゃないかなと思うんですが、それについてはいかがですか。これ、もし、担当課長のほうであれば、担当課長でもいいんですけど。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 対策を進めるためには、協議会が必要だと。協議会の内容は、あまり複雑なものではなくて、本当に関係者の人数も少ない中で、ある程度は、一つ一つ全体を協議していただくような体制をつくったらいと思うんです。

それと同時に、先ほど言いましたように、協議会をつくるということは、その前段の調査をしっかりと、その資料を提供していった協議をしていかなきゃ協議会の意味がありませんので、その中で、やはり所有者の、先ほど、幕山の例でも所有者が、なかなか個人情報で特定ができないと、そういうことがあります。これまでも、なかなか、そういうことで所有者がわからないとかいうようなことで、対策が進まないというところがあるんですね。

で、それに対して、このたびの法律の中でも税務課が持っております固定資産税台帳ですね、そういうものも、その調査として必要であれば使えるというような、そうだったな。使えるんやな。これ？

そういうことも法的にも認められるようになりましたので、まずは、そういう空き家になっている家の状況と、危険度と、それから、その所有者、法的な所有者、これをまず明らかにした上で、後その対策として、その方に対して最終的には勧告ということになるんですけれどもね、こういうことを行うための協議会、これは検討をさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6 番（石堂 基君） 検討をさせていただくということにとどまっているんですけども、実際に今回の国が示している、国が行おうとしている特措法から言えば、最終的な強制代執行まで想定するのであれば、当然、各自治体においての条例制定というのが前提条件になってきます。

その条例制定ということになれば、当然、今の現状の調査と、それに基づく、基づくと言いますか、それに対する町の取り組み姿勢、対応計画、策定計画どっちだったかな、計画づくりというのが、これも必要に応じてというふうに法律ではなっていますが、

1つは対応する組織をつくりなさい。それから、計画書をつくりなさい。その中で詳細な実態調査をして、対応していきなさい。それで、最終的な行政処分までできるような1つの組織を、まず、つくらないと、まあ、できないことはない。ただ単に自治体が主体となってやろうと思えばできんことはないと思うんですけども、それは、今の個別対応の延長線上で、やはり町内全般から言うて、公平性を保っていくためには、やっぱり全体で協議をする、判断する基準が必要になってくるので、その基準1つつくるのも、やはり、そういう協議会というのは必要だと僕は思うんですね。だから、それはぜひ、急務として。

ましてや、国のほうの説明会、多分、担当課長のほうは聞かれていると思うんですけども、一応、各自治体のほうでの体制整備の中で一番に求められているのは、現状の自治体組織の内部の連携体制だと思うんですけども、2番目には、やっぱり協議会組織の設立というのが言われていると思うんです。

その後、実態把握を行いなさい。あるいは、空き家対策に対する計画の策定をしないというふうになっていると思うんですけども、それについては、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 協議会を考えますと言って、私も簡単に言いましたけれども、なかなか、協議会をつくるという前提として、国のガイドライン、いろんなものを含めて求められているところが、このハードルがあるみたいですね。そのへん、副町長も研究してくれているんです。それをするための前提として、どういうことを進めて行かなきゃいけないか。その順番ですね。だから、そう簡単には、私が考えているような、協議会を、まず、つくって、そこでじっくり考えたらいいいじゃないかというようなものではないということをおっしゃるので、そのあたり、もう一度、私は、間違っていれば問題がありますので、副町長のほうから、答弁させます。

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（坪内頼男君） 町長がお話しされたことは、間違っているという意味ではないんですけども、今、石堂議員のほうで、この入り口なのか、検討して行くための入り口として、簡単な調査というのが、まず出発点じゃないかというような趣旨だと思うんですけども、実際、この問題は、1つの事例をとっても非常に行きつけば、強制代執行いうことを用いないと解決しないというようなことは、もう明らかな事例がたくさんあります。

大まかにつかむ調査と言われますけれども、実際、我々が、この地域で生活しておれば、その状況というのは、本当にわかると思います。

だから、今、私が思うには、その調査にしても、国がガイドラインで示す、その危険という空き家だけではなくに、景観を損なうとか、衛生上を損なうとか、そういった該当する危険空き家、そういうものは、きっちりと分類できるように、整理できるような調査というものを念頭に進めるべきだと思います。

そうしないと、後につながってくる制度、条例の制定、その条例の制定には、町の行政執行として、最終的には代執行までできるというような仕組みになりますので、安易に、どうしていこうかというようなレベルから、最終的にこうしていくんだという、そういったものも検討できるような協議会であったり、調査であったり、そういうことでないといけないのではないかとこのように、今回の特措法の制定から、そういうように思っていま

す。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6 番（石堂 基君） 私も、決して安易な形で調査をして、調べて協議会つくりなさいという趣旨では全くありません。

現状の中で、その 22 年以降、これだけの個別対応をやっていると言いますが、それでも、まだ、漏れているし、もう既に、所有者や管理者につくことができなくて、自治会、あるいは地域として困っている物件が町が知らない中で残っていることがあるので、それは少なくとも、町が今まで個別対応していることから言えば、公平性に、私は欠けていると思うんですよね。

それは、自治会が要望を出していないからということがあるのかもわからんのですけれども、それにつけても、自治会が、じゃあどこに相談していいのかわからない物件すら、内容すらある。

あるいは、先般の報告会で出てきているように、やっぱり町にこれまで要望が上がってないけれども、実際、地域の方は、そういうふうなことでの非常に課題を抱えていらっしゃる。そのあたりを含めれば、その安易にというんじゃないしに、全て町内の状況を、ある程度把握する必要がある、まず、あるでしょうという観点で申し上げているので、決して安易なつもりではありません。

で、その点から言えば、さっき、その所有者に行きつくに当たって、固定資産の内部情報が利用できると言われましたけれども、これも厳格に言えば、今の状況の中で、固定資産の内部情報を利用して所有者を、その空き家対策に町が使うというのは、それは問題が僕はあると思います。

この特措法をもとにして、固定資産の内部情報を使って所有者に行きあたるというのは OK ですがけれども、これまでの経過から言えば、まあまあ、そういうことも含めて、決して、そんな安易なつもりでは、私も提案もしませんし、意見もしていないつもりなんです。

ただ、急務な課題として、その体制整備を、もうちょっとスケジュール的に短期間の間に、やっぱりやらないと、日に日に、そういう物件が増えていく、対応が遅れていくというふうになるというふうなことを思っていますので、さらに言えば、この危険空き家、あえて言えば、さっき副町長の答弁でもありましたように、特定空き家ですね、そのガイドラインで示している 5 つのどれかに該当する物件、これに限定してもいいと思うんです。この特定空き家に対する対応をできるように、まず、体制整備をしてくださいと。

そのためには、今の内部連携プラス外部の目、あるいは、それを公平的に判断できる基準づくりができる外部の人間を交えた協議会が要るでしょうと。

そのためには、調査をしましょうと。そこで計画づくりをして、それで、この特措法を使って、どのような支援体制をつくっていくかというのを考えましょうという提案なんですけれども、その確認なんです、よろしいですね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 協議会そのものを、どういう位置づけに、きちっと法律に基づいて、

最後の勧告、代執行までやっていける最初から協議会にするのか、私がちょっと、私は、もう少し最初、そこまで行くまでの町民全体としての、皆さんで話し合って協議をさせていただく協議会、そういうような協議会を、私はイメージしたんですけども、私は、そこからスタートしてもいいのではないかなという思いは実際持っています。

ただ、法的な問題が絡んでますので、どこまでを協議会の権限として与えるか、持ってもらうか、それによって協議会の性格というのは変わってくると思います。

それと、当然、そのためにも早く、もう少しきちっとした資料、調査が必要ではないかということでもあります。今年度から税務課において、これは、どの程度までやるのかな？状況としては？どういう、それが空き家で、もうつぶれているとか、危険度があるとか、そういうことまでやる？

今年度から税務課において、改めて全戸の悉皆調査を行う予定であります。その中で空き家になっている家、また、内容によって調査項目を空き家の危険度、危険度というか、実際にどういう老朽化をしているか。どこが、屋根が落ちているとか、壁が落ちているとかですね、そういうような一定の調査は、この税務調査でもできると思います。

そういう意味では、全体各課一緒に、これは取り組んでいきたいと思いますが、こうした法律ができて、先ほど言いましたように、担当者も先般、初めてのこの説明会があって、資料をもらいながら説明を受けて帰ってきております。まだ、十分にその内容について、これから勉強して行かないと、十分、判断ができないと言いますか、これからの動きができない状態ですけれども、一応、そういうことで、できるだけ早く、ほかの市町との動き、取り組み、そしてそうした国から出て来ている、いろいろな、この法律に基づく施行に対する資料、こういうものを研究して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

6 番（石堂 基君） 同じような言葉ばかりの羅列で、事が前に進んだような質問になっているのかどうかかわからないんですけども、国において、これだけの政策を打ち出しているということは、国内全体においても急務の課題、特に、国においては、やはり大きな震災、水害等を想定した都市部が、ある程度、想定にあるのかなと思うんですが、逆に、特定空き家の条件からすると、やはり、この佐用町においては、やっぱり地域の景観的な、あるいは防災的な面も含めて点在するものと言いながら、やはりこれだけ地域が高齢化していく中でも地域の景観を守るために、それぞれ農地・水であるとか、あるいは森林山村多面的事業であるとか、やっぱり地域が取り組んでいる事業とは逆行する形で、そういうものが残っていくというのが、非常に地域の一員としては憂うところなんです。

それは、当然、各自治会の中でも、そういうこと念頭に置いて、こういうふうな個別の相談も、これまでに寄せられていると思います。

当面、対応は十分にできていると言いながら、これから件数が増えていく中、やはりそれを、ちゃんと組織として受け入れるだけの、特にガイドラインでも、その相談体制を、相談の受け入れ態勢をつくりなさいというところまで、ガイドラインも示されていますので、やはり各地域、自治会から窓口はここで、ここに相談を上げていくと公平な対応で、それぞれについて対処できる。あるいはしてもらえんというふうな、まず、そこをつくっていくにも、実態調査。

それで、先ほど報告あったように、税務の悉皆調査なんかも非常に、やっぱり有効な手

段だと思うので、プラス地域に調査項目を投げかけて、回答を得て、それらを総合的に検討していくことが、まず1番。

できれば、年度内に、そういうような組織が見えていることが望ましいのではないのかなというふうに思います。

そういうふうな向きで、今後、検討されると思います。

以上で、質問のほうを終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） 石堂 基議員の発言は終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） この時計で午後1時15分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後01時15分 再開

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き、会議を再開します。

引きに続き、一般質問を行います。

4番、廣利一志君の発言を許可いたします。

〔4番 廣利一志君 登壇〕

4番（廣利一志君） 4番議席、廣利でございます。

2つの質問を今日させていただこうというふうに思っております。この席からは町職員の健康問題、とりわけメンタルヘルス、心の健康について検証と改善の状況を問うということで質問をさせていただきます。

昨年12月の議会、一般質問にて取り上げましたが、幾つかの点について検証と改善の状況を問うていきたいと思います。

まず1つ、安全衛生委員会ですけれども、安全衛生委員会が毎月開催をされておりますけれども、その開催を知らない、話された内容が各職場に伝達されない実態があるという質問に対して、課長会で説明し、各職員に周知するように徹底しているという説明でしたが、その後、周知・徹底はできているのでしょうか。

2つ目が、産業医と保健師の連携についてです。6名の保健師が相談機関として、周知され、研修にてスキルアップして対応できるのかどうか。心理カウンセラーによる相談機を設けるなどの検討が必要との答弁でありましたが、その体制は、今年度に入りましてとれているのかどうか。産業医の役割が重要でありますけれども、昨年度までと比べて、産業医と保健師との連携は進んでいるのか、どうなのか。

3つ目が、異動希望のアンケートを1月に実施するというものでありますけれども、実施されたというふうに聞いているんですけれども、新年度の異動に際して、実際にこれが参考になったのかどうか、その点について、お聞きをしていきたいと、以上、この席からの質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それでは、今議会、一般質問最後になりましたが、廣利議員からご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、第1点目の町職員の健康問題、とりわけメンタルヘルスについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の、安全衛生委員会の開催と内容の周知・徹底についてでございますが、安全衛生委員会につきましては、毎月1回開催をしており、その内容といたしましては、年間計画に基づく職場巡視のほか、産業医であります尾崎病院、尾崎公彦医師によるその時季に応じたテーマで指導を受けております。職場巡視は、現業の職場を中心とする出先機関を含め、各職場を順次巡回し、公務災害予防の観点から職場環境の確認を行っており、先週には学校給食センターで開催したところでございます。

この安全衛生委員会の開催については、毎月の委員会において次回の日程を決定し、委員にお知らせをしております。また、職員への開催内容の周知につきましては、その内容にもよりますが、職員への周知が必要と思われるものについては、課長会等で課長や所属長を通じて周知をしております。

次に、2点目の、産業医と保健師の連携についてのご質問でございますが、昨年の12月議会でも申し上げましたが、心の病は、仕事上のことや職場の人間関係が原因となるもののほか、家庭など、職場とは関係ない原因によるものも多く、職場だけでは解決することは困難なところもございます。

メンタルヘルスの問題は、第1には早期発見することが重要であり、まずは、専門医の診察を受けることであろうと思ひます。職場においては、同僚である保健師に相談しづらいということもあろうかと思ひますが、早期に気づき、医師の適切な治療を受けることが優先すると考えております。ここでの保健師の役割は、本人と一緒に解決策を考えるのではなく、まず、相談窓口として、相談内容を整理し、産業医である尾崎医師につなぐことであります。そのためには、6人の保健師が専門的な知識を生かし、必要な研修等を受けてスキルアップすることにより、その役割を果たせるものと考えております。

第2に、メンタルヘルスに関する健康情報という個人情報であるため特に注意を払う必要がございます。対応策といたしましては、産業医と本人及び家族との協議になるのではないかと考えますが、その上で、心理カウンセラーによる相談の機会も必要であるというふうに考えます。また、健康福祉事務所との連携も図ってまいりたいと思っております。

現在は心の病で病気休暇を取得している職員はございませんが、仕事上の問題や人間関係が原因となるものもあり、普段からのコミュニケーションを図ることで職員の仕事ぶりや生活態度の変化に気づき、上司や同僚と相談し声をかけるという取り組みも必要ではないかと思っております。

次に、3点目の、異動希望のアンケートを新年度の異動に際して参考にしたのかとのご質問でございますが、予定どおり1月に自己申告書として、正規職員全員を対象に実施をいたしております。その自己申告書の中に、異動希望として異動先の希望があれば記入するようにいたしておりますが、当然、町全体、多岐にわたる仕事を分担して職員が行っているわけでありまして、この本人の意向どおりにはなりません、4月の人事異動の際にはその意向も踏まえ、総合的な判断のもとに異動を行ったところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） まず、安全衛生委員会なんですけれども、出席者は副町長、組合代表、それから産業医も出席されて、あと何名かの方が参加されて、毎月開催されているということについては、先ほども、答弁をいただきました。

実際、その内容が、町長の答弁では、周知が必要な際のみという答弁がありましたけれども、それは、事前開催、開催日前、開催後、要するにどんな内容ですか。どこへ巡視に行く、したかというふうなことも含めたものが、毎回、実は必要なのではないかなと。

それが、要するに全て解決するという事ではないんですけれども、制度として、体制として、そういうものが、実はあると。

で、そのことを、開催日前、あるいは開催後に、どんなテーマで話したということが必要なのではないかなと思いますけれども、その点と、最近の安全衛生委員会開催で、差しさわりがない程度で、要するに、先ほども、ちょっとありましたけれども、給食センターへの巡視とかありましたけれども、例えば、順を追って、1月はこうというような形がわかれば、ちょっと教えていただきたいなど。2点。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長、答弁願います。

総務課長（鎌井千秋君） まず、開催前と開催後の周知でございますけれども、それについては、あえて職員全員には周知はしておりません。

開催後の内容等について、昨年 12 月にも申し上げましたが、課長会等を通じて周知しているところでございます。

先ほどの内容の中で、議員おっしゃいましたように、メンバーの中に委員長として副町長。それから、衛生管理者ということで保健師。それから、医師、尾崎先生。それから、町長が指名したということで、総務課の総務人事室長が入っております。

それから、組合選出で3人の者が入っております。組合員については、当然、私どもは職員組合という中で、そういう内容についても周知されているように判断しております。

それから、安全衛生委員会の内容についても、また、その詳細、詳しく知りたいものについては、総務人事室で備えつけをしておりますので、それも閲覧を自由にしてくださいというようなことも周知いたしております。

それから、それについては、そういうことで、もう1点の開催の内容等でございますが、昨年の12月には、開催場所としまして、笹ヶ丘荘。これは喫煙についてということで、そこで講話をしていただいております。

それから、27年1月、これは佐用町保健センターにおいて首の痛みとか予防改善ということで、そこで講話をいただいております。それから、2月には、三日月支所において睡眠について。それから、3月は、佐用町保健センターにおいて肝脂肪について。

それから、4月には、南光支所において花粉症について。それから、5月には、三河出張所で食事摂取等について。それから、6月の3日については、給食センターにおいて塩分とか、その他について開催しております。

それで、それぞれの職場の環境ということで、その施設を調査しながら、よりよい環境の中で仕事をしていただくということで、実施しているところでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） その周知のところの捉え方が、私が聞いた限りでは、職員の皆さんは、安全衛生委員会というものを知らなかったり、内容について知らない。開催されていることについて知らないと。

これは、片方で、組合の問題でもあるかも知れませんが、具体的に、その周知というのは、例えば、先ほど、課長が言われましたけれども、閲覧が、総務課へ来ればできるということですが、例えば、パソコンで、みんな見れるような形にはできないんですか。その周知という形では、メールで送って内容を周知するということは可能ではないか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） それは、できると思います。
そういったことも、今後、考えていきたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 12 月 1 日、改正労働安全衛生法というのが、昨年、成立をしまして、公布されて、この 12 月 1 日が施行という形になっております。

いろんな内容が、たくさん盛られているんですけれども、50 名以上の職場については、いろんなことが、実は義務化されていると。それで、昨年 12 月にお聞きしたのと、検証の状況を、改善の状況を、今、聞かせていただいております。

周知の方法、そのメールで周知をするというようなことも含めてなんですけれども、各職場、職場での周知方法というのは、現場もあるし、各課でもあるでしょうけれども、そのところについては、統一的なものは、特になくて、任せるといった感じなんですか。いかがでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） それは、所属長の判断によって周知をしていただいているところでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 先ほど言いました、改正労働安全衛生法は、ポイントが幾つかあり

ますけれども、ストレスチェック制度の創設というのが、言われています。

それで、50 問とか 60 問と設問がありまして、丸をつけていって記入をしていくと。先ほど言いましたように、50 名以上の事業所は義務化という形になっています。

で、結局じゃあ、その設問をして、確認をして、それをどう今度つなげていくかというところが一番大事だというふうに思うんですけれども、そこで、問題になってくるのは、窓口というふうになっている保健師さんではないかなというふうに思うんですけれども、保健師さんも 6 名ということで、ほかの仕事も抱えながら、このメンタルヘルスの問題取り組んでいくというのは、やっぱりスキルの問題も必要になってくるし、そのストレスチェックのところを見ていくというところで、そういう専門性も問われてくるというふうに思います。

で、事前に資料請求させていただいて、今年の研修について、聞きましたところ、特にそのような研修がないというふうに、私の資料にはあるんですけれども、それは実際、そうなんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 保健師そのものの研修という形では、今は、予定をしておりませんが、保健師のまた、いろいろな西播磨等の、いろいろな会議の中で、また、保健師さん等の相談も研修とか、いろいろとあると思います。

それちょっと、担当じゃないので、詳しい研修内容はわかりませんが、そういった中でも、各市町の保健師が、いろいろと研究する中で、それも 1 つのスキルアップじゃないかというふうに思います。

この 27 年度において、保健師だけを対象にした研修というのを、この時点では参加の予定はしていません。

ただ、今後、そういった研修の案内がある場合には、また、照会して、内容によっては、参加するように検討いたしたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 昨年、質問した時に、資料請求した時の研修は、保健師対象の研修も、実はありました。

今回、先ほど、保健師だけの研修というのは、特に予定はしてないと。

実際、昨年の研修内容を確認すると、そのメンタルヘルスについても触れておられる研修があったと思います。その点は、施行日が迫る中では、保健師さんのスキルを上げていくというところでは、少し後退ではないかなと思うんですが、いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 保健師が全部ができるわけではありません。

少なくとも産業医を委嘱して、そういう産業医。そして、その産業医も全くメンタルヘルスの全て専門医でもありません。ですから、当然、そうした医師の専門的な治療が必要な場合には、また、精神科医等の心のこういうメンタルの場合にはお願いをしていくという体制は持っております。

ですから、保健師そのものは、元々、そういう勉強をしてきて、保健師としていろんな日常的な仕事をしておりますので、一般的な、そういう相談、また、状況を判断する。その能力は既に持っているというふうに、私は思っております。

それを、先ほどお答えをさせていただきましたように、産業医へつなぐ。そして、その産業医が、また、その判断のもとに、専門医へ相談をしていくように指示し、その治療に当たっていただくということになりますので、ですから、これまでも、そうした状況で体調を崩した職員には、そのような対応をし、町としても、そういう指導のもとに仕事の配置がえ、職場環境、そういうことに配慮してきてやっております。そういう形で進めていくことが、まず現実としては大事ではないかなというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 外部機関に任せるという方法もあります。

例えば、外部機関に任せるというのは、費用の発生もありますので、保健師の方が、昨年度まで、そういう研修も受けられ、スキルもあると。詳細について、まだ、そういう今年度は事前資料の中ではないんですけれども、県とかから案内があった時に参加されるかもわかりませんけれども、それはそれで、やっぱり施行日前、施行日を見て、その対応というのは、実は、必要なのではないかなというところと、それと、産業医がおられますので、産業医との結局連携が、例えば、昨年度、あるいは今年度、それから、今年度以降というような形で、どういう連携というか、緊密さをとっていくのかと。それは、保健師の方が、ほかの仕事もありながら6名というわずかな人数ですので、窓口になり得るのかどうかというところがあるものですから、ちょっと、その点をお聞きしたいなと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 先ほども申し上げましたように、保健師は、そういう幅広い形での健康問題、そういう健康に関する知識、これは保有しておりますけれども、専門的な面では、当然、医師ではありませんので治療も、また、的確な指示もできません。

ですから、それは今、いわゆる保健師が、そういう状況のもと、産業医とも連携をとることが大事だと思います。

ただ、町の保健師が職員の健康問題を専門にやっているというわけでは、当然ないんで、同僚として、また、職員としてお互いに自分たちの職場との中での、そうした健康状態に対して、いわゆるそうした専門の職員として、それに当たってくれているというふうに思っております。最終的、基本的には、そういう外部、町にそうした医師とか、そういうものは直接雇用しているわけではございませんので、産業医というものを委嘱しているわ

けですから、まず、産業医につなぐということでもあります。

そのために、こうして安全衛生委員会においても、産業医に来ていただいて、たびたび、いろんな角度から健康問題についての講演もしていただいたり、講習をしていただいたりということに、これまでも努めてきているわけでありまして、その中で、これまでも必要な職員については、先ほど言いましたように、専門的な医療機関、専門医に受診し、また、その治療を受けるようにして、また、治療も受けてきました。

だから、職場の復帰をしていくための、そうした計画も、そういう医師の指導のもとに町として作成をして職場復帰もしているということでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） この問題、難しい問題があります。

町長も言われましたように、個人の問題というところも、これはありますけれども、改正労働安全衛生法のところでは、やっぱり職場での問題というところに限る形で、当然、言っているわけですが、結局、そこでは、各職場での人間関係、仕事上の人間関係だとか、そういうようなことが、実は、出てくるということなんですけれども、異動の希望のアンケートを1月に実施ということで、先ほども聞きました。これは、行政改革、行革とも絡んでくると思います。

ですけれども、要するに、その中で職員数が減ってくると。行政サービスを維持しないといけないというところがあります。

その時に、この異動希望のアンケートというのを1月に実施されて、そのメンタルヘルス上の問題でいきますと、心の健康の問題というのは、総じて隠したいという気持ちがありますので、朝のコミュニケーション、12月の質問でもありましたけれども、各職場で朝挨拶して顔色見ると。だけでは実は、わからないんですね。実は。

だから、隠したいというのがある。それは自分の評価とも関係することなので、実は、家族も知らなかったりと、極端に言うと、いうところがあります。

これは例えば、民間では既に行っているんですけれども、12月の時にも話しましたがけれども、例えば、年度初め、年央、年度末という形で、各職場で、それは、そのアンケートに基づきながら面談というか、懇談というか、それが実は必要なのではないかなと。それは、先ほどのストレスチェックとも若干関係してくると思います。

要するに朝の挨拶では、先ほども言いましたように、メンタルヘルスの問題って隠したい。だから、朝の挨拶とかでは、全然わからないという場合があったりします。だけど深刻な問題が実はあると。だから、ここで保健師とか産業医とか、あるいは各職場で、きっちり、そういう面も含めた面談、懇談というのが必要なのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 一人一人、面談と、誰かが面談というわけには、なかなかいきませ

ん。

ですから、それぞれの職場、一つの組織で、同僚がい、また、そこには上司、課長、室長がおります。そういう中で、なかなか、その場では、そういう状況を言い出しにくいというような状況も当然あるということは、よくわかります。

ですから、そういうことで、こうした保健師等も、いつでも相談してくださいよというような、ああいう、そういうカードもつくったりして、置いてくれているわけですがけれども、それも同じ同僚である保健師には相談しにくいと。そういう状況の中で、今回の、例えば異動等についても、そういう自分たちの異動調書ですね、希望、そういうものをアンケートを実施する中で、自分自身が、何か自分で意思表示していただかなければ、全くこちらでも把握しようがありませんので、異動の中で、長年ここにいると、こういうことがあるんだと。こういうふうにストレスがあるんだというようなことがあれば、当然それは、また、個別に相談もしなきゃいけないと思います。

ただ、この異動調書についても、そういうことでアンケートとしてとって、ずっと私もざっと目を通しますけれども、仕事上の、私は、そういうストレスの問題と同時に、本人が、その職員が今後、どういう仕事に、役場の中に、いろんな仕事があって意欲を持っているのかと、そういうことも、やっぱりこれは大きな目的です。

ただ、そうは言っても、先ほどお話しのように、職員数も、当然、削減、減っていく中で、たくさんの業務、これ役場、どの業務も、じゃあそこに人がいない。配置しないわけにいかない。どれも職場においても町として大事な仕事です。そこは、それぞれが分担して、誰かがその職に当たってもらわなきゃいけない。

ですから、そういう職場も同じ人がずっとという、やむを得ない事情もある場合もあるんですけども、できるだけ、みんなが分担をして、いろいろなところで職場で仕事をしていただく。そして、自分自身が、意欲をもってこういうことをやりたいという希望、そういう意欲を、また持っていただけるような異動にしていくと。こういうことを考えながら異動等もしておりますので、個別の相談、これは必要な方については、当然、させていただきますけれども、通常は普段、それぞれの職場、組織の中、それぞれの課とか室の中で、お互いに言い出しにくいと言っても、やはり同僚ですから、ある意味では、一番、逆に相談しやすい面もあるはずなんで、そういう職場でない、また、いけないと思いますので、そういう中で、お互いの健康管理というものをしていけるように、そういう職場づくりをしていくということを考えたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） この問題については、安全衛生委員会については、毎月開催されているということで、近隣の市町からすると、こういう形で毎月開催というのは、実はありませんので、これはずっと続けていってほしいし、さらには、その内容と周知の方法については、事前周知も含めて、ちょっと徹底をさらに図っていただきたいなというふうに思います。

保健師さんについては、確かに難しい問題がありますけれども、専門性というか、窓口というところからすると、さらに、その専門性を磨くというところ、この問題についての専門性を磨くというところが、必要なのではないかなというふうに思いますので、引き続きお願いをいたします。

次の質問のほうに入らせていただきます。

空き家の問題、午前中も出ておりますけれども、私は、空き家の利活用という問題について、質問をさせていただきます。

危険廃屋の強制撤去が可能な特別措置法が施行されましたが、5月26日ですけれども、報道によると全国には810万戸の空き家があるが、そのうち100万戸がいわゆる危険廃屋、特定空き家と言われております。言いかえれば710万戸はそうではなく、ほとんど修復せずに住むことが可能と言われているが、佐用町の実態は。

町内には600から650戸の空き家があると聞いておりますけれども、危険廃屋が何戸あり、修復を必要とせず住める空き家は何戸なのか。

住める空き家について、地域の財産という観点から、積極的にその利活用策を検討し、移住希望者などに紹介をもっとすべきではないか。

行政としては、それを専管としてあたるのが定住対策室だと思いますけれども、町営住宅の管理・保全・住民対応ということで、空き家の調査、移住希望者への対応などが十分できていないのではないかな。

定住対策室の体制強化が必要ではないかというふうに思います。

前段のところは、多分、午前中のところとダブルところがあると思いますので、省略していただいて構いませんので、お願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、2点目の空き家の利活用についてのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

午前中のお二人の議員のご質問と重なるところがいっぱいあるわけですが、改めて、こういう大きな今現代の課題でありますので、この場では、一応、一通り答弁をさせていただいて、また、それに基づいた再質問でお願いしたいと思います。

まず、佐用町の実態につきましては、午前中のご質問にもお答えしましたように、21年度に悉皆調査をいたしております。その時点で、586戸の空き家を確認しているわけですが、それから、毎年増えております。もう現在では、600戸を優に超えるそうした空き家が存在しているというふうに推測をいたしております。

次に、危険家屋、利活用が可能な家屋ということですが、これは非常に判断が難しいところで、利活用が可能な家屋と言っても、どのような形で使われるかによって違ってきます。

当然、この空き家になっている大部分は、建てられてから相当の年数がたっておりますので、現在の生活になかなか合わないという部分と、そういう形で修理をする、改修をすれば使えるわけですが、それに非常に多額の費用がかかるというところがあって、そのままの状況で使えるというのか、使うということについては、そういうふうに使われる方が、そういうふうに判断されれば、そう使えるんでしょうけれども、なかなか、そういう家は少ないというふうに思っております。

21年度の調査でも危険家屋かどうかの具体的な調査は、当然、行っておりません。外観上による判断で、大規模な修理が必要な家屋。また、多少と言っても、どこの部分ということはわかりませんが、当然、大部分が多少の修理が必要な家屋というふうに判断をして分けております。修理不用の家屋というふうにも分けておりますけれども、これについても、先ほど申しましたように、全くそのまま直ぐ、その状態で使おうと思えば使えるけれどもということでは、そういうぐらいな判断で考えております。

そういう中で、大幅な修理が必要な家屋は 242 戸。多少の修理が必要な家屋を 225 戸。修理不用といって、直ぐにでも使えるのではないかというのを 102 戸というふうに判断をしたところであります。

空き家で利活用できる家屋ということは、そういう意味では 102 戸ぐらいは、100 戸以上はあるということでありまして、その中で未調査は 59 戸。調査した 43 戸のうち、個人情報ということもありまして、所有者不明が、その中でも 15 戸あり、現在、そういうことで、所有者の意向調査が終わっているのは 28 戸ということになっております。

その中で、所有者の方が年に数回帰省するなどの別荘のような状態で利用されているのが 5 戸。売買や賃貸による利活用の希望をされている方が 11 戸ありました。11 戸のうち、活用は希望するけれども、登記やとか、相続の何らかの問題が、当然あるわけで、そういうかなり難しい問題があるのが 6 戸。利活用を希望しないというのが 12 戸というふうになっております。

空き家のうち、利活用を希望される家屋はあるものの、修繕に要する経費が高額になったり、上下水道の設備が整っていない家屋が多くありまして、空き家バンクに登録され、問い合わせはあるものの実際の活用に至らないケースが多くこれまでもあります。

修復を必要とせず、利活用が可能な家屋であっても、先ほど申しましたように、所有者が年に数回帰省しているので、空き家としての所有者の認識はないというふうな家。

また、売買等を希望はするものの、高齢者の両親が健在なので、その間はできない。これは、そこに住まわれてなくても、その家に対する思い、そういう方が、まだ親がいらっしゃる間は、管理をして自分の所有者が管理をされているということだというふうに思います。

それから、当然、その中には、お仏壇等の家財道具があります。そういう処分をすること自体が、なかなかこれも、お寺にお願いしたり、いろいろと経費もかかるということで、そのままになっていて、ほかの人にお貸しするのはなかなかできないというような状況があります。

それから、家屋だけでなく、当然、その周りには田畑や山林も一緒にありまして、そういう家屋の問題だけではなくて、現在の、こういう家の廃屋になったり、住まれなくなった状況は、それまで管理をされていた田畑、山林、そういう財産ですね、そういう不動産、財産の取り扱い処分、こういうことを一緒に考えたいというふうに思われている方が非常に多いわけです。そういう思いで、一緒に売買をしたいというふうに思われますけれども、なかなか、そういう田畑や山林というものが希望者がいないということ、そういうことから、利活用に至らないケースが聞き取り調査の結果として判明をいたしております。

これは、聞き取り調査もして、幾つかの意向調査の中でしているわけですがけれども、現在の状況を判断すれば、そういうことが推測も当然されるわけでありまして。

空き家の所有者の多くは町外に出ておられる方であり、危険家屋の除却や利活用についての理解がなかなか、これも得られないのが現実でございます。

今後も増え続けることが推測をされる空き家問題については、特別措置法が施行され、今までよりは対応しやすくなったとはいえ、余りにも件数が多いことから、代執行等による除却費用負担の回収問題、安易なリフォーム補助による財政圧迫等が推測されることから、非常に重要な課題で、問題であると認識もしておりますけれども、午前中のご質問にもお答えしましたように十分研究して慎重に進めていかなければならないというふうに考えております。

何よりも空き家問題については所有者が社会的責任を果たしていただくことが大事であり、町としては補助金制度を制度化することを第一優先とするのではなく、社会的責任、

社会倫理を理解いただく啓蒙、啓発を指導することも町として大事なことはないかというふうに考えております。

今後も、今年度実施する地域創生先行型交付金事業の中で滞在型田舎体験事業を活用しながら、自治会・地域・個人の皆様のご協力をいただき、空き家問題、また、この空き家の利活用、定住促進にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） ありがとうございます。

午前中の質問と重なるところについては、この際は、ちょっと省略をしまして、空き家の利活用というところに限って、再質問していきたいと思います。

空き家の定義の問題が、まずあると思います。空き家というのを、どんなふうに定義づけるかということと、所有者の方の思いは危険廃屋ではなくて、使える空き家ですけども、例えば、町長言われるように、仏壇があるとか、お盆、法事どうするとか。それから、我々聞くのは、やっぱり世間体というの、ちょっとあったりします。

で、行政がじゃあできることはという利活用というところで行きますと、空き家バンクというのが、実はあると思います。これは、ほとんどの市町が取り組んでしているわけですけども、登録の状況。それから、わかれば成約、どう成約に至ったのかと、わかれば教えていただきたい。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 今、佐用町で空き家バンクのほうに登録をしているのは、表で見ただけであればわかりますが、44 件あります。そのうち、15 件は成約済みになっております。残りは、今、29 件あって、それについての問い合わせもあります。

内容につきましては、空き家バンクを見られた方、それから、佐用町に移住をしたいんだけど、何かありますかという電話等の対応、問い合わせがあった分について、職員のほうで聞き取り。それから、佐用のほうに来ていただきまして、所有者の方と、そこで立会いをする。そこまでは、町のほうで縁結びみたいな格好でさせていただいて、あとは持っておられる方と移住をされたい方のお話しという格好で話を進めていっていただいております。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 成約件数。

商工観光課長（高見寛治君） 契約は 15 件です。

4 番（廣利一志君） 15 件。はい、すいません。

富士通総研というところのレポートを参考にしながらなんですけれども、結局、普段からの情報更新というのが、空き家バンクの場合、大事だし、結局、所有権の問題がありますので、行政がどこまで入れるのかという問題があるんですけれども、実際にやっぱり成果上げている自治体がありますので、その情報更新を頻繁にしていくというところについては、何か具体策というのはありますでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 21 年に調査をしております、空き家の調査をしておる数字があります。それに基づきまして、これは自治会ごとに空き家を調査していただいております。その分で残っているところにつきまして、自治会ごとに職員のほうが入って行って、その空き家について所有者の方とご相談をさせて、連絡をとらせていただいて、ご相談をさせていただいて空き家バンクに載せてもいいですかというお話をさせていただいております。ですので、現状ですと、いっぺんに多くの物を処理してバンクに載せるというのは、今のところは、ちょっと難しい状況であります。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 物件情報、新規の分も含めて、それから更新をしていくというところが、これは、先ほどの富士通総研のレポートによりますと、不動産業者からの情報、それから、今後、予測される空き家についての実態調査。それで、所有者への問い合わせと。それから、地域での協力員との連携。これは、いろんな方が想定されますけれども、自治会長だったり地域づくり協議会とか、そういうふうなところ、そういうふうな形で、頻繁にやっぱり情報を更新していく、新規を登録をしていくというふうな形が必要なのではないかな。実際に、それで成果を上げているというところが、実はあるということなので、それはいかがでしょう。そういうところがあるということについては、承知をされてますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） そういう格好で、協力員等からの情報を得るということについては、申し訳ございませんが、私のほうは承知しておりませんでした。

ただ、午前中の一般質問の中におきまして、調査が必要ではないかというお話がありました。それにつきましては、特定空き家というのでありましたけれども、空き家問題につきましては、この利活用も含めて多くの、いろんな角度からの空き家の調査が必要なのかなという気もしております。

ですので、地域の方との協力を得て、特定空き家の調査もそうですし、利活用できる空

き家の数字も必要かなということを思う次第です。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 全国的に成功したところというのは、県内も例えば、篠山市とか、それから神河町とか成功しているところがありますけれども、全国的に見ると、幾つか先ほどの総研のレポートによりますとありまして、長野県の佐久市、それから大分県の竹田市、それから島根県の江津市というところがあります。

実績で言いますと、例えば、長野県の佐久市は、2008 年からで、ここは農村回帰宣言というのをやりまして、250 件の成約というふうな形があったり、あるいは、島根県の江津市ですけれども、ここは、行政というか N P O が共同でやるということで、U ターン、I ターンの方と地元の人の交流というのをやりながら、N P O がてごねっと石見というのがあるんですけれども、2006 年から 2012 年で空き家の活用 79 件、移住者が 194 人という実績。

それから、竹田市については、これは最近、マスコミでも盛んに取り上げられますし、移住したいところというところにランクインを毎年のようにするという形なんですけれども、ここは若干違います。佐久市の場合と江津市の場合と違いまして、積極的に情報収集をして、関与をする、更新をしていくというところはそうなんですけれども、市の職員が対応すると。その移住希望者に対して、問い合わせについても。夜でも土日でも対応しているというところがあるんですけれどもね。

3 つは、ちょっと違いますけれども、実は、やっぱり空き家バンクの登録やっているところは、ほとんどのところがやっているんですけれども、実は、先ほど言いました情報の更新を頻繁にやることと、例えば、N P O と共同することによって成功していると。

それから、竹田市の場合は、ちょっと特異ですけれども、市職員が、そういう形で対応しているということなんですけれども、それは、例えば、参考になるでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） そういうふうな格好で空き家対応されていることにつきまして、いろいろ情報いただきましてありがとうございます。参考にはさせていただきたいと思えます。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） すいません。その定住対策室の体制強化、結局、調査とかいうこと、対応が、先ほどのような形で実際、今度、佐用でできるのかどうかという問題がありますけれども、そのところについては、実際には、空き家のほうに目を向けるというところができないのではないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 空き家の対応のほうもやっております。職員は、自治会単位で空き家の調査したものがありますので、それを見ながら行けるところに行って、その空き家の対応をして、バンクに載せられるものはバンクに載せていくというふうな格好の対応はしております。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 危険廃屋の問題、これから実態調査という形にもなりますし、危険廃屋になる前に利活用というところについては、そういう先進事例がありますので、この佐用町でも、そういう形で参考にしながら空き家の問題、危険廃屋になる前に使っていくという形を、これは役場だけとかという問題ではないと思いますので、協議ができればなと、考えることができればなというふうに思いますので、今後とも、どうぞよろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 廣利一志議員の発言は終わりました。

これで、通告による一般質問は終了いたしました。

以上もちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により明日 6 月 12 日から 15 日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は来る、6 月 16 日、火曜日、午前 9 時 30 分より再開します。

それでは、本日はこれにて散会いたします。どうもご御苦労さんでした。

午後 0 2 時 1 3 分 散会